

工業用機械等の取得価額に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------------	------------------	-----	-----

措法第42条の9第1項の表の各号の該当号 (旧措法第42条の9第1項の表の各号の該当号)		1	第	号	第	号	第	号	第	号	
事業種目		2									
資産区分	種 類	3									
	構造、設備の種類又は区分	4									
	細 目	5									
	取得年月日	6	平	・	・	平	・	・	平	・	・
	事業の用に供した年月日	7	平	・	・	平	・	・	平	・	・
取得価額	取得価額又は製作価額	8			円			円			円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9									
	差引改定取得価額 (8)－(9)	10									
機械設備等の概要											

別表六の二十付表 平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二（十） 付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の13第1項《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》、平成26年改正前の措置法（以下「平成26年旧措置法」といいます。）第68条の13第1項《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》又は平成24年改正前の措置法第68条の13第1項《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は、各連結法人ごとに別葉で作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 平成26年旧措置法第68条の13第1項の規定の適用を受ける場合には、「1」の上段に「旧法」と記載します。
- 3 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額9」には、法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。
- 4 「差引改定取得価額10」は、その資産が措置法第42条の9第1項の表の各号の第3欄に掲げる減価償却資産で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が20億円を超える場合には、
$$\left(20\text{億円} \times \frac{((8)-(9))}{((8)-(9))\text{の合計額}}\right)$$
相当額を記載します。
- 5 「機械設備等の概要」には、機械設備等が工業用機械等に該当することの詳細を記載します。